

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月10日 14時50分ごろ
発生場所	北海道根室市落石漁港の東防波堤中央部付近 落石港東防波堤灯台から真方位230° 200m付近 (概位 北緯43° 10.9′ 東経145° 30.7′)
事故の概要	押船第11釧洋丸は、起重機船真壁海皇と押船列を構成して消波ブロックの敷設作業中、海中のブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年11月9日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第11釧洋丸、19トン 260-33567北海道、真壁建設株式会社 B 起重機船 真壁海皇、約900トン なし、真壁建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷舵板及び右舷舵頭材に曲損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員5人を乗せ、A船の船首両舷の連結用ピンとB船の船尾の溝とを油圧装置で結合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、落石漁港の東防波堤中央部付近に係留した。 A船押船列は、前方のB船に消波ブロックを積載しており、船首トリムの状態で消波ブロックの敷設作業を始めた。 A船押船列は、作業を終えて移動しようとしたところ、A船の船尾部が海底に乗り上げて移動できなくなっていた。 船長Aは、消波ブロックの海中投下に伴い、船尾トリムに変化したのでA船の船尾部が沈下し、敷設作業終了時には潮位が下がっていたこともあって、A船が海底の根固めブロックに乗り揚げたものと本事故後に思った。
分析	A船押船列は、落石漁港の東防波堤中央部付近で消波ブロックの敷設作業中、潮汐を考慮した水深が確保されていなかったことから、前方のB船に積載していた消波ブロックの海中投下に伴い、船首トリムから船尾トリムに変化した際、A船の船尾部が海底の根固めブロックに乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、A船押船列が、落石漁港の東防波堤中央部付近で消波ブロックの敷設作業中、潮汐を考慮した水深が確保されていなかったため、前方のB船に積載していた消波ブロックの海中投下に伴い、船首トリムから船尾トリムに変化した際、A船の船尾部が海底の根固めブロックに乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・消波ブロックの敷設工事を行う際は、積載物の移動に伴うトリム変化及び潮汐を考慮して水深に十分な余裕を保持して作業を行うこと。